

購買条件約款

1. 契約の締結

供給契約は、当社の発注書送付から5日以内にサプライヤーが書面で受注確認した時点で締結されるものとする。確認書が無い場合、文中に規定された条件で受注されたものとみなす。あらゆる修正や補足などは、当社が書面で確認したものに限りて効力を持つ。除外事項：注文番号と当社の購買担当者の氏名が明確な際は電話での発注も確約とする。サプライヤーが即座に拒否しない場合は、電話による発注も受理される。サプライヤーの提出した受注の詳細は、受注書にあらためて明記された場合のみ契約の一部に含まれる。サプライヤーの受注は拘束力を持つ。各種通信の担当は購買部のみとする。当社の注文及びあらゆる当該の商的・技術の詳細は機密事項とする。サプライヤーは、当社の合意を得た場合に限りて取引に言及できる。

2. 価格

当社の受注に係る価格は法的効力を持つ固定価格である。この価格に法定付加価値税 (VAT) は含まれない。価格の変更は当社が明確に承認した場合のみ、またその範囲内で、効力を持つものとする。

3. 請求書発行と支払い条件

請求書は、当社の注文番号と各種レファレンスを明記した上で毎回製品引渡時に個別に発行するものとする。当社が請求する文書と技術文書を当社が受理した時点で引渡が完了したものとみなす。当該文書が全て当社に引渡される時点まで、当社は代金残額の支払いを留保することができる。価格と計算が正確で契約が正しく履行された時点で当社は全額を支払う。引渡が不正確な場合、当社は契約が適切に履行されるまで支払いを留保する。配送及び梱包費用は、別途表示されるものとする。請求書は製品引渡時ではなく、別途送付される。支払いと契約履行は製品引渡およびその仕様の受理承諾を意味するものではない。

4. 製品引渡日と期日

製品の目的地到着を以て、製品引渡日及び納入期日とする。あらゆる引渡期日は法的効力を有し、サプライヤーはこれに準拠しなければならない。サプライヤーは遅滞遅延を察知した際、即刻当社に通知しなければならない。当社は、契約上の引渡日時及び期日もしくは許諾された引渡延期日時及び期日が遵守されなかった場合は、引渡が遅れた製品の受け入れを拒否、もしくは契約から除外する権利を有する。当社は、損害賠償権を保有する。サプライヤーの発送遅滞により発生した普通もしくは特別配達などの製品輸送費用における差額はサプライヤーの負担とする。早期引渡については、契約に規定された引渡に従って請求が行われるものとし、それに準拠した支払い期限とする。

5. 数量

確定発注の数量は厳守されるべきである。特定の取引における慣行が考慮される。明確に請求、もしくは合意した範囲内においてのみ、部分引渡を受理する。過剰引渡については、過剰分により当社が被った超過経費をサプライヤーが支払うことを条件に サプライヤーが任意に処理するものとし、引渡数不足については完納を遂行するよう要求する権利を保有する。

6. 製品の受入れと検査

当社は、製品が目的地に到着した時点で行う製品検査の結果に基づいて支払いを遂行する。一般に数量と品質に係る詳細な製品検査は後日行われる為、当社の支払い遂行は、受理した製品の数量と品質の確認を意味するものではない。その為、当社は製品検査及び支払い後においても一切の法的権利を保有し、製品の一部のみ支払いが完了している場合も同様とする。注文に準拠しない引渡品や瑕疵によって必要となるサンプルや試験等の費用はサプライヤーが負担するものとする。

7. 品質

サプライヤーは、契約内容を厳守し、意図された使用目的に適し、良質の原材料を用い、最良の状態で製品引渡することを保証する。不十分な引渡納品の大半において両者合意の品質検査を即刻行うことは不可能であることを考慮し、サプライヤーは受注と共に、苦情受付期間を過ぎても欠陥品報告の受諾に合意する。また、隠れた瑕疵についても同様とする。当社は、法で定められた担保責任期間の短縮は認めない。あらゆる代替品もしくは値引き及び賠償に関するクレームは、償還請求権保留 (支払保留) の対象となる。また、当社は、当社が代替品を要請した場合、サプライヤーが代替製品を完全な状態で納入するまで、もしくは代替品納入、価格の減額、及び賠償金支払いなどに係る状況が法的に解決されるまで、一部もしくは全部の支払いを留保する権利を保有する。

8. 梱包、輸送、保険

不適切な梱包や輸送方法に起因する製品の紛失及び欠損に係る費用は、サプライヤーの負担とする。(インコタームズに基づき)、製品輸送がサプライヤーの責任範囲である場合、輸送により発生した瑕疵についてはサプライヤーの責任とする。危険物は適用法に準拠して適切に梱包・ラベル表示され、該当する製品安全データシートを添付の上、製品を配送しなければならない。危険物の分類と、また適用時には、「非危険物」という添え書きが納品書に明記されなければならない。リスクの転移は、インコタームズの規定に準拠する。

9. 出荷条件

引渡には、個別に当社の注文番号とレファレンス、製品明細、実量と総重量、及び正確なユニット数を明記した引渡通知書を添付する。これらの詳細が欠損した納入品の受入れを拒否する場合もある。部分的または残り分引渡の場合、その旨を明記する。出荷通知書、船荷証券及び添付書類には、最低限当社の注文番号が明記されていなければならない。

10. 法的権利の保護

サプライヤーは、供給する製品の全てが、いかなる商業保護権やその他の法的条件をも侵害しないことを担保し、製品の使用や第三者への販売によって当社に対するクレームが発生しないことを保証する義務がある。第三者からいかなるクレームが発生した場合も、サプライヤーはあらゆる損害補償金の支払い義務や、係争もしくは交渉において当社を代表する全責任を負う。

11. 文書・図面

図面、供給品、検査及び製造に関する規制など、サプライヤーに寄託されたあらゆる文書並びにサンプル、ツール等は当社の注文の一部であり、サプライヤーには受注責任が生ずる。当該文書一式等は当社の所有財産であり、当社の書面による許可無く複製または第三者に公開することを禁ずる。これらは、当社の初回の要請に即して、もしくは製品引渡とともに、損傷なく当社に返還されねばならない。

12. 委託

当社が別段明確に書面で合意していない限り、当社の発注を下請け業者に委託または第三者に転嫁することを禁ずる。いかなる場合も本条件の侵害は、予告無しに契約を撤回、サプライヤーからの発送製品の一部もしくは全ての納品を当社の負担一切 無しに拒否する権利を当社に与えるものとする。その際、当社は償還請求権を留保する。

13. 通知義務

サプライヤーの変更や移転及び製品もしくは製造工程の変更は、時宜に即した方法で通知せねばならない。

14. クレームの譲渡や相殺

サプライヤーによる当社に対する既存のクレームの譲渡や、当社のクレームに対する相殺は、当社による別段の明確な合意が無い限り除外する。

15. 一般購買条件

当社の一般購買条件は、サプライヤーと締結したあらゆる購買と製造契約において、サプライヤーが各契約書中で逐一言及する必要なく効力を持つ。さらに、1980年国際物品売買契約に関する国際連合条約 (ウィーン条約) に関わらず EMS (購買者) の所在する管轄圏の説得的及び解決的な適用法の規定も効力を持つ。これらの購買条件は、サプライヤーの販売条件に優先される。

16. QM システム (QMS)

製品の品質上の契約履行に関する補償はサプライヤーが負担する。その目的から、サプライヤーは DIN ISO 9001 に従って第三者機関による QMS 承認を得なければならない。ISO 14001 及び ISO/TS 16949 の要件は、継続的改善の一貫として実施されねばならない。

17. グローバルコンパクト、コンプライアンス、持続可能性

サプライヤーは、ILO (国際労働機関) と国連グローバルコンパクトの理念と権限、コンプライアンス、及び環境 (資源、エネルギー、廃棄物など) と健康の持続可能性を尊重・満足し、金、錫、タンタラム、タングステンその他の紛争鉱物がわずかな痕跡さえも製品の配送に関与しないことを保証する。

18. 法的管轄圏

本契約に係るあらゆる係争において各々の購買条件につき、排他的に EMS (購買者) の法的住所における管轄裁判所によって解決されるものとする